

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	三好 一敏
登録番号又は法人番号	第 7 1 3 5 0 1 1 2 号
所属する単位会	山口県行政書士会
事務所名称	行政書士三好一敏事務所
事務所所在地	萩市大字瓦町 1 6
処分年月日	令和 7 年 1 2 月 1 1 日
処分内容（種類）	本処分決定の日から 6 月の会員の権利の停止
上記処分をした理由	① 令和 6 年 6 月 1 0 日頃、当該会員は依頼人から建設業許可申請業務を受任したにもかかわらず、申請書提出は令和 7 年 4 月 2 4 日であり、約 1 0 ヶ月以上の遅延が認められたうえ、当該会員は苦情申出がなされるまで当該申請の受任の事実を把握しておらず、行政書士業務について業務対応はほぼ補助者が行っており、当該会員は関与せず補助者のみに任せる状況が常態化していた。 ② 本会綱紀委員会による事情聴取において、当該会員から反省の言葉はあったものの、真摯に反省しているとは言い難いと判断された。 ③ 以上の事実により、当該会員の行為は行政書士法第 9 条、第 1 0 条、本会会則第 3 9 条、第 4 0 条に違反し、会則第 5 3 条第 1 項に該当すると認定した。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	行政書士法第 9 条 行政書士は、その業務に関する帳簿を備え、これに事件の名称、年月日、受けた報酬の額、依頼者の住所氏名その他都道府県知事の定める事項を記載しなければならない。 2 行政書士は、前項の帳簿をその関係書類とともに、帳簿閉鎖の時から二年間保存しなければならない。行政書士でなくなったときも、また同様とする。 行政書士法第 1 0 条 行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならな

	い。 山口県行政書士会会則第 3 9 条 会員は、常に法令、連合会の会則及びこの会則を厳守して、品位を保持し誠実に業務を行い、業務上必要な知識の修得及び実務の研鑽に努めるとともに、行政書士並びに本会の信用を失墜するような行為をしてはならない。 山口県行政書士会会則第 4 0 条 会員は、公正迅速にその業務を処理しなければならない。 山口県行政書士会会則第 5 3 条第 1 項 会員は、法令、本会会則、若しくは山口県知事の処分に違反したとき、又は行政書士にふさわしくない重大な非行があったときは、本章に定める処分を受ける。
--	---